

騒音の特定施設一覧表

施設名又は作業名	騒音規制法対象規模			番号	環境の保全と創造に関する条例対象規模	
	項番号					
圧延機械	1	イ	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの	1	動力が 22.5kw 以上のもの	
製管機械		ロ	すべてのもの	2	同 左	
ベンディングマシン		ハ	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの	3	動力が 3.75kw 以上のもの	
液圧プレス		ニ	矯正プレスを除く	4	同 左	
機械プレス		ホ	呼び加圧能力が 294k ニュートン以上のもの	5	呼び加圧能力が 30 トン以上のもの	
せん断機		ヘ	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの	6	動力が 3.75kw 以上のもの	
鍛造機		ト	すべてのもの	7	同 左	
ワイヤーフォーミングマシン		チ	すべてのもの	8	同 左	
ブラスト		リ	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	9	すべてのもの	
タンブラー		ヌ	すべてのもの	10	同 左	
切断機		ル	といしを用いるものに限る			
空気圧縮機	2		原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの	11		
圧縮機				11	動力が 7.5kw 以上のもの	
送風機			原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの	12	動力が 3.75kw 以上のもの	
破碎機又は摩砕機	3		土石用又は鋳物用で、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの	13	すべてのもの（土石用、鋳物用又は食料品、飼料、肥料の製造の用に供するものにあつては、動力が 7.5kw 以上のもの）	
ふるい又は分級機			同上	14	動力が 7.5kw 以上のもの	
織機	4		原動機を用いるものに限る	15	同 左	
コンクリートプラント	5	イ	建設用資材	16	すべてのもの	
アスファルトプラント		ロ	製造機械			気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る
			混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る	17	すべてのもの	
穀物用製粉機	6		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る			
ドラムパーカー	7	イ	木材加工機械に限る	18	同 左	
チツパー		ロ		すべてのもの	19	すべてのもの
碎木機		ハ		すべてのもの	20	同 左
帯のこ盤		ニ		・製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る ・木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る		
丸のこ盤		ホ				
動力のこぎり機					21	動力が 0.75kw 以上のもの
かんな盤		ヘ			原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの	22
抄紙機	8		すべてのもの	23	同 左	
印刷機	9		原動機を用いるものに限る	24	同 左	
合成樹脂射出成型機	10		すべてのもの	25	同 左	
鋳造型機	11		ジョルト式のものに限る	26	すべてのもの	
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン				27	出力が 3.75kw 以上のもの	
工業用マシン				28	同一建物に 10 台以上設置するもの	

ニューマチックハンマー			29	すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機			30	すべてのもの
金属用打抜機			31	動力が2.25kw以上のもの
グラインダー			32	サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除く
工業用ミキサー			33	すべてのもの
ロール機			34	破碎機及び摩砕機を除く
重油バーナー			35	重油使用量が1時間当たり15リットル以上のもの
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機			36	すべてのもの
スチームクリーナー			37	すべてのもの
金属工作機械			38	同一建物内に5台以上設置するもの
石材引割機			39	すべてのもの
ドラム缶洗浄機			40	すべてのもの
風力発電設備			41	出力が20キロワット以上のもの
板金又は製缶の作業			42	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋りょうの組立作業			43	すべてのもの
建設材料置場における運搬作業（動力を用いる機械を使用する作業に限る）	44	土砂石の材料置場であって1月以上使用するもの		

振動の特定施設一覧表

施設名又は作業名	振動規制法対象規模		番号	環境の保全と創造に関する条例対象規模
	項番号			
液圧プレス機	1	イ 矯正プレスを除く	1	同 左
機械プレス機		ロ すべてのも		同 左
せん断機		ハ 原動機の定格出力が1kw以上のもの		同 左
鍛造機		ニ すべてのも		同 左
ワイヤーフォーミングマシン		ホ 原動機の定格出力が37.5kw以上のもの		同 左
打抜機				原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
製管機械				すべてのも
圧延機械			原動機の定格出力が22.5kw以上のもの	
圧縮機（冷凍機用を除く）	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	2	同 左
土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機ふるい又は分級機	3	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	3	同 左
織機	4	原動機を用いるものに限る	4	同 左
コンクリートブロックマシン	5	原動機の定格出力が2.95kw以上のもの	5	すべてのも
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力が10kw以上のもの		すべてのも
コンクリート柱製造機械		同上		すべてのも
ドラムパーカー	6	イ 木材加工機械 すべてのも	6	同 左
チッパー		ロ 原動機の定格出力が2.2kw以上のもの		すべてのも
印刷機械	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	7	同 左
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	8	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る	8	同 左
合成樹脂射出成型機	9	すべてのも	9	同 左
鋳造型機	10	ジョルト式のものに限る	10	同 左